

様式第5号（第7条関係）

第24回 前橋市入札監視委員会 定例会議審議概要

開催日	平成30年 7月10日（火）	
開催場所	前橋プラザ元気21 5階 505学習室	
出席委員	石渡聡委員、関 崇夫委員 西巻佐和子委員、宮寄文恵委員	
欠席委員	植木康夫委員	
審議対象期間	平成29年10月 1日 ～平成30年 3月31日	
抽出案件	件数	今回の会議においては、次のとおり審議が行われた。
条件付 一般競争入札	1	<p>1 入札及び契約手続きの運用状況等について 前橋市入札監視委員会設置要綱第2条第1号の規定に基づき事務局より入札及び契約手続きの運用状況等の報告を行った。</p> <p>2 審議対象工事の抽出結果について 前橋市入札監視委員会設置要綱第6条第2項の規定に基づき、抽出結果の報告が行われた。</p> <p>3 平成29年度下半期発注工事等の審議について 植木委員より抽出された5件の工事について、前橋入札監視委員会設置要綱第2条第2号に規定する事項について審議を行った。</p> <p>4 その他 次回入札監視委員会の開催予定について 平成31年2月5日（火）を予定。</p>
簡易型条件付 一般競争入札	1	
公募型 指名競争入札		
指名競争入札	2	
随意契約	1	
合計	5	
委員からの 意見・質問、それ に対する回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による 意見具申の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前回同様、総合評価方式について独自性をもてるという点で、地元企業の活用等で形だけではない評価ができるようにしてほしい。</li> <li>・ 上半期、下半期の関係があると思うが、工事の発注状況を加味して指名業者が参加しやすい環境づくりを。</li> <li>・ 指名理由の「地理的条件」は地区性が強い。工事の施工箇所にも偏りがあるので多くの業者が指名競争に参加できるようバランスを考えてほしい。</li> <li>・ 随意契約をする際は、中～長期でその建物をどのように活用するのか計画性をもってほしい。</li> </ul>	

## 別紙

質問	回答
入札及び契約手続きの運用状況等について	
<p><b>【委員】</b> 資料4の37ページ、随意契約4件の落札率が100%なのはなぜか。</p>	<p><b>【事務局】</b> 災害や事故により、緊急発注しなければ市民生活に重大な支障を及ぼす工事のため、発注後に見積りを精査しているからです。緊急対応が可能な業者を選定しています。</p>
<p>1 消防局南消防署城南分署新築建築工事 入札方式：条件付一般競争入札 工 種：建築一式 A 契約金額：163,000千円(税抜き)</p>	
<p><b>【委員】</b> 資料2の15ページ、落札した業者の社会的条件関係評価項目の技術者の雇用の数値が0.0となっているのはなぜ。</p>	<p><b>【事務局】</b> 価格以外の評価点の評価基準により、落札した業者の技術者の雇用の数値が20人未満なので0点となります。</p>
<p><b>【委員】</b> 地元企業活用計画において数値が0.0の業者があるが、これはどういうことか。</p>	<p><b>【事務局】</b> 市内業者をどれくらい活用するかという項目であり、落札した業者は70%以上の申請をいただいていますので2点となります。他の業者は50%以下の申請なので加点はありませぬ。</p>
<p><b>【委員】</b> 落札した業者の価格点は75点だが、入札の価格が2番目の業者には価格点がないのか。</p>	<p><b>【事務局】</b> 今回の件に関しましては落札した業者以外、予定価格を超過していました。よって他の業者は評価対象外となります。</p>
<p><b>【委員】</b> 評価点の割合は国が決めているのか。</p>	<p><b>【事務局】</b> 各自治体で定めています。前橋市の場合は、価格点以外で100点満点中25点を配点しています。これは県内でいちばん高い割合です。</p>

<p><b>【委員】</b></p> <p>落札した業者以外が予定価格を上回ってしまった理由はあるのか。</p>	<p><b>【事務局】</b></p> <p>予定価格は適正に設定されていると思います。ただ、単価が設定できないものについては見積等を参考にしていますが、市場価格が見積を上回っているものがあったかもしれません。</p>
<p><b>【委員】</b></p> <p>施工実績について、入札参加3.4資格確認結果では同種工事の施工実績に○がついているが、なぜ評価結果が0点なのか。</p>	<p><b>【事務局】</b></p> <p>入札参加資格条件の施工実績はありましたが、総合評価点の評価基準である消防施設の施工実績がないので、0点となっています。</p>
<p>2 駒形第一土地区画整理事業 区画道路整備工事（第4工区）</p> <p>入札方式：簡易型条件付一般競争入札</p> <p>工 種：土木一式 A</p> <p>契約金額：51,500千円(税抜き)</p>	
<p><b>【委員】</b></p> <p>第4工区ということは、この近くで隣接する工事があるということか。</p>	<p><b>【事務局】</b></p> <p>区画整理区域の中で順次場所を設定しています。発注時期が早いものから若い順番をつけています。1年ごとに工区を設定しています。</p>
<p><b>【委員】</b></p> <p>A等級の業者が20者以上あった中で今回は3者だけの申請だったのは、なぜか。</p>	<p><b>【事務局】</b></p> <p>今回の工事は下半期に発注しており、A等級の業者であっても上半期の手持ちの工事があったり、工事場所から遠かったりとの理由で3者になったと考えられます。</p>
<p><b>【委員】</b></p> <p>この工事を行う際は、片側を通行止めにしたのか。また、工区ごとに距離は決められているのか。</p>	<p><b>【事務局】</b></p> <p>県道ですので片側通行止めにして、1車線ずつ舗装しました。距離については、区画整理において移転状況に応じて施工できる場所を決定しています。</p>
<p><b>【委員】</b></p> <p>地図上で網掛けになっている場所はどんな場所なのか。</p>	<p><b>【事務局】</b></p> <p>区画整理地域にありますが、すでに区画整理が終わっている場所になります。</p>

<p>3 社資交（道路） 道路改良工事（道建第2号）</p> <p>入札方式：指名競争入札</p> <p>工 種：土木一式 B</p> <p>契約金額：21,200千円(税抜き)</p>	
<p><b>【委員】</b></p> <p>地理的条件とあるが、南橘地区の工事なのに元総社地区の業者が指名されている。同じ元総社地区にあるのに指名されている業者とされていない業者があるのはなぜか。</p>	<p><b>【事務局】</b></p> <p>施工場所が関根町なので、南橘地区の業者が優先的に指名されています。その他の業者につきましては距離が近い業者を指名しています。</p>
<p><b>【委員】</b></p> <p>考え方としては現場から半径何km以内というような考え方でよいのか。</p>	<p><b>【事務局】</b></p> <p>地元業者がいちばん現場の状況をよく知っているので現場から近い業者を指名しています。距離の規程はありません。</p>
<p><b>【委員】</b></p> <p>指名できる業者は10者以上だが、あえて10者にしているのか。</p>	<p><b>【事務局】</b></p> <p>土木工事はこの工事だけでなく、ほかの工事も多くあるので、指名回数をなるべく同じになるようにしています。</p>
<p>4 本庁管内 配水管布設替工事（施老特第1号）</p> <p>入札方式：指名競争</p> <p>工 種：管 A</p> <p>契約金額：38,300千円（税抜き）</p>	
<p><b>【委員】</b></p> <p>指名理由書の該当事項に、この工事に関しては地理的条件に加えて技術的適性が加えられているが、「技術的適性」とはどのような観点なのか。</p>	<p><b>【事務局】</b></p> <p>この工事に関しては本管接続が必要なため、水道局の「宅内給排水設備」指定業者でないと指名できません。よって「技術的適性」が加えられています。</p>
<p><b>【委員】</b></p> <p>業者選定案の「指名回数計」の期間はどれくらいか。</p>	<p><b>【事務局】</b></p> <p>下半期です。</p>
<p><b>【委員】</b></p> <p>指名が一度もない業者がいるのは地理的条件のせいなのか。</p>	<p><b>【事務局】</b></p> <p>業者の持つ特性によります。管工事では指名していませんが、他の分野の工事で指名しています。</p>

<p>5 消防局東消防署車庫棟耐震補強ほか工事</p> <p>入札方式：随意契約</p> <p>工 種：建築一式 A</p> <p>契約金額：10,000千円（税抜き）</p>	
<p><b>【委員】</b></p> <p>耐震診断はもっと事前にできなかったのか。</p>	<p><b>【事務局】</b></p> <p>当初は車庫を解体する予定でした。新しい庁舎ができた後に消防署から使用したいとの申し出があったので、解体する前に診断したところ、補強すれば使用可能だということで今回の流れになりました。</p>
<p><b>【委員】</b></p> <p>「解体予定だったものを使用する」という判断はどこで行ったのか。</p>	<p><b>【事務局】</b></p> <p>消防局です。費用対効果を考え、補強することとしました。</p>
<p><b>【委員】</b></p> <p>耐震補強工事をしたあとに何年以上使えるというような規程はあるのか。</p>	<p><b>【事務局】</b></p> <p>耐震補強をしたからといって寿命が延びるというわけではありません。最初に建ててから60～70年くらいです。</p>
<p><b>【委員】</b></p> <p>もともとの訓練棟の新築工事の額はどれくらいか。また、入札方法は？</p>	<p><b>【事務局】</b></p> <p>1億4580万円で、一般競争入札です。</p>